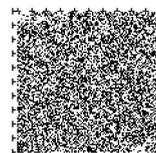
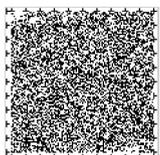


資料編





1 幸手市介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の設置）

第 11 条 市が行う介護保険事業の運営に関し必要な事項について審議するため、幸手市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平 13 条例 2 ・追加）

（所掌事務）

第 12 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）介護保険事業計画等の見直しに関する事。
- （2）介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事。
- （3）地域包括支援センターの設置、運営、地域包括支援センターが行う業務の委託その他地域包括支援センターに関する事。
- （4）地域密着型サービスの指定、指定基準、介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、介護保険事業に関する事。

（平 13 条例 2 ・追加、平 18 条例 15 ・一部改正）

（組織）

第 13 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者を代表する者
- （2）保健、医療及び福祉関係者
- （3）その他市長が必要と認める者

（平 13 条例 2 ・追加）

（任期）

第 14 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

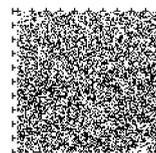
2 委員は、再任されることができる。

（平 13 条例 2 ・追加）

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 13 条例 2 ・旧第 11 条繰下）



2 幸手市介護保険条例施行規則（抜粋）

第7章 介護保険運営協議会

（協議会の会長及び副会長）

第46条 幸手市介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第47条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長に決すところによる。

（協議会の意見聴取等）

第48条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（協議会の庶務）

第49条 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

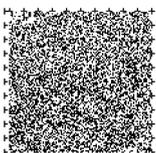
（平17規則12・平21条例37・一部改正）

（協議会への委任）

第50条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（補則）

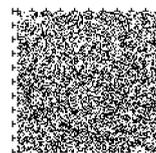
第51条 この規則に定めるもののほか、介護保険の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



3 幸手市介護保険運営協議会委員名簿

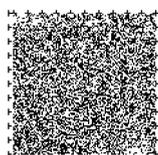
令和5年4月1日現在

No.	区 分	所 属	氏 名
1	被保険者を 代表する者	幸手市区長会代表	松 田 光 男
2		幸手市老人クラブ連合会代表	遠 藤 年
3		幸手市ボランティア団体代表	細 見 美智子
4		幸手市民生委員・児童委員協議会代表	市 川 照 夫
5		第1号被保険者代表（公募選出）	服 部 範 江
6		第1号被保険者代表（公募選出）	川 口 和 典
7		第2号被保険者代表（公募選出）	大 澤 清 美
8		第2号被保険者代表（公募選出）	松 本 文 子
9	保健・医療 及び 福祉関係者	医師会代表	瀬 川 裕 史
10		歯科医師会代表	柿 沼 亨
11		薬剤師会代表	西 塔 慎 也
12		介護保険施設代表(東圏域)	荒 木 英 明
13		介護保険施設代表(西圏域)	田 村 正 義
14		介護支援専門員代表	本 木 敏 昭
15	上記のほか、市長が 必要と認める者	学識経験者（日本保健医療大学）	松 永 智 子



4 計画の策定経過

年	月 日	内 容
令和4年	6月16日	令和4年度 第1回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について
	11月17日	令和4年度 第4回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（アンケート調査案）について
	12月9日～ 令和5年 1月6日	幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施
令和5年	2月9日	令和4年度 第5回幸手市介護保険運営協議会 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（速報版）について
	7月27日	令和5年度 第1回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を踏まえたリスク分析について
	11月16日	令和5年度 第2回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
	12月1日～ 令和6年 1月4日	パブリック・コメントの実施
令和6年	1月25日	令和5年度 第3回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について



5 用語説明

－英字－

■ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、インターネットを活用した情報処理や通信技術の総称です。

■NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization の略称で、特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

■SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

－あ行－

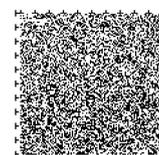
■運動器

人の身体を動かすために働いている組織で、骨、筋肉、関節、神経などのことを指します。運動器は各組織の連携により動いており、どれかひとつでも組織が欠けると身体はうまく動くことが出来なくなり、日常生活に支障をきたすようになります。

－か行－

■介護医療院

要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活用の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。



■介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、在宅または施設で適切なサービスが利用できるように、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

■介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものです。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

新規入所は原則として要介護3以上となる、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方のための施設です。入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■介護老人保健施設

要介護1から要介護5の認定者が対象となります。病状が安定していて、入院の必要はないものの療養が必要な要介護者に対して、入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行い、在宅復帰を目指す施設です。

■基本チェックリスト

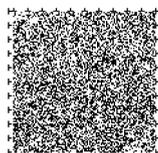
運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れ等の生活に関連する機能を評価し、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握するための25項目の質問を記載したリストのことです。

■居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援をいいます。

■ケアプラン

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画です。



■ケアマネジメント

ケアマネジャーが、個々の要介護者等の解決すべき課題や状態に即した「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されるように調整を行うことをいいます。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

※介護支援専門員を参照

■健康寿命

健康上の問題がなく、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が後から支給されるものです。

■高額介護サービス費

介護サービスの利用者自己負担合計額が高額となった場合、利用者負担上限額を超えた分が後から支給されるものです。

■後期高齢者

75歳以上の高齢者のことをいいます。

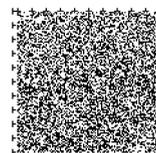
■高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことです。一般的に65歳以上人口の割合が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれています。

■コーホート変化率法

総人口を年齢ごとの集団（コーホート）に分類し、その変化を基に将来の人口を推計する方法です。

「コーホート」毎の過去における実績人口の動向から変化率を求め、その変化率に基づいて将来人口を推計します。



－さ行－

■作業療法士

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図るリハビリテーション医療の専門家です。

■消費生活センター

地方公共団体が消費者保護のために設置している行政機関です。業務としては、事業者との間に生じた契約トラブルに対する消費生活相談や消費者啓発活動、生活（衣食住）に関する情報提供などを行っています。

■シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、各区市町村に設置されている営利を目的としない公益社団法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的とした施設です。

■審査支払手数料

国民健康保険団体連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払業務に対して支払われる手数料のことです。

■生活支援コーディネーター

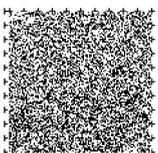
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していく役割を担っており、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことをいいます。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことです。

■前期高齢者

65歳以上74歳以下の高齢者のことをいいます。



- た行 -

■第1号被保険者

65歳以上の方をいいます。

■第2号被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

■団塊ジュニア世代

昭和46～49年（1971～74年）に生まれた世代のことをいいます。年間の出生数が200万人を超え、第二次ベビーブーム世代ともいいます。

■団塊の世代

昭和22～24年（1947～49年）に生まれた世代のことをいいます。戦後の第一次ベビーブーム期に生まれた世代。

■地域共生社会

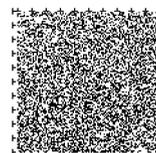
同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■地域ケア会議

医療機関、介護保険事業所等の多職種による会議で、適切なサービスにつながない高齢者の支援やケアマネジャーのケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

■地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が地域の実情に則して実施する事業です。介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業があります。



■地域包括ケアシステム

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるように「医療」「介護」「生活支援・介護予防」「住まい」を一体的に受けられる支援体制のことです。

■地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支えるための情報システムのことです。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。主な業務として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがあります。

■地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を続けられるように、住んでいる市町村内で利用できる介護保険サービスの事です。市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスで、施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

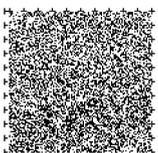
■特定健康診査

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に実施しています。

■特定入所者介護サービス費

介護保険施設入所者等の人で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

特定入所者介護サービス費の利用には、申請が必要となります。



－な行－

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のことです。

■認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集える場所のことです。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症に関する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やその家族に対して手助けをする人のことです。

■認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族を訪問して、認知症についての困り事や心配事などについて相談に応じる、認知症の専門家によって構成されたチームです。必要に応じて、適切な医療サービスや介護サービスを紹介します。概ね6ヶ月の期間、集中的に支援します。

■認知症地域支援推進員

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で暮らしつづけることができるように、地域の実状に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やそのご家族への支援・相談業務等を行う人のことです。

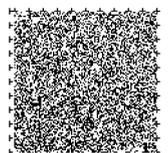
■認定率

被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合です。第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者のことをいいます。

－は行－

■バリアフリー

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指しますが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれることを意味します。



■フレイル

加齢に伴い、筋力や心身の活動が低下した状態のことです。

－ま行－

■民生委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

－や行－

■有料老人ホーム

①食事の提供、②介護（入浴・排泄等）の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設です。

介護等のサービスが付いた「介護付有料老人ホーム」と、介護が必要となった場合には外部の訪問介護等のサービスを利用しホームで生活する「住宅型有料老人ホーム」があります。

■要介護状態

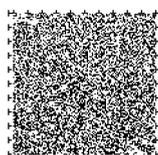
身体又は精神上的の障害があるため、入浴・排泄・食事等の日常生活上の基本的な動作の全部又は一部に介護が必要な状態が6ヶ月以上続き、かつ要介護状態区分のいずれかに該当する状態のことです。

■要介護度

要介護認定、要支援認定で判定される介護の必要性の程度等を表します。要介護認定等の結果、要介護者、要支援者のいずれにも該当しない「非該当」と判定される場合もあります。

要介護：（要介護1から要介護5の5段階）継続して常時介護を必要とする状態であり、介護給付を利用できます。

要支援：（要支援1、要支援2の2段階）日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であり、今の状態を改善あるいは維持するための予防給付を利用できます。



■要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法や基準に従って市町村が行う認定を指します。

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な概ね 65 歳以上の人を市町村の措置により入所させ、養護するとともに社会復帰を支援する施設です。

ーら行ー

■理学療法士

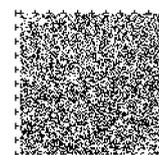
病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家です。

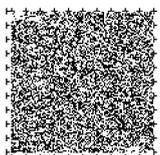
■リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。

■ロコモティブシンドローム

身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い諸症状のこと。





幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

発行日 令和6年3月

発行 幸手市

編集 幸手市健康福祉部 介護福祉課

〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島 1030-1

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）

TEL (0480) 42-8444

FAX (0480) 43-5600

